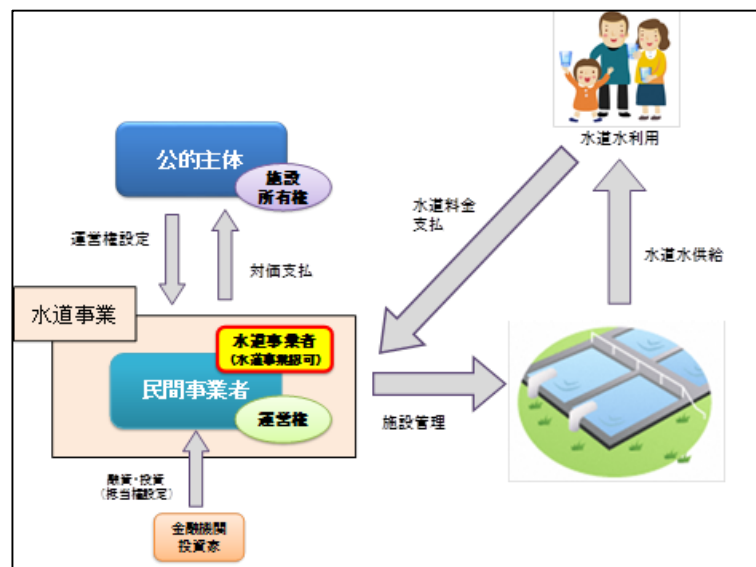
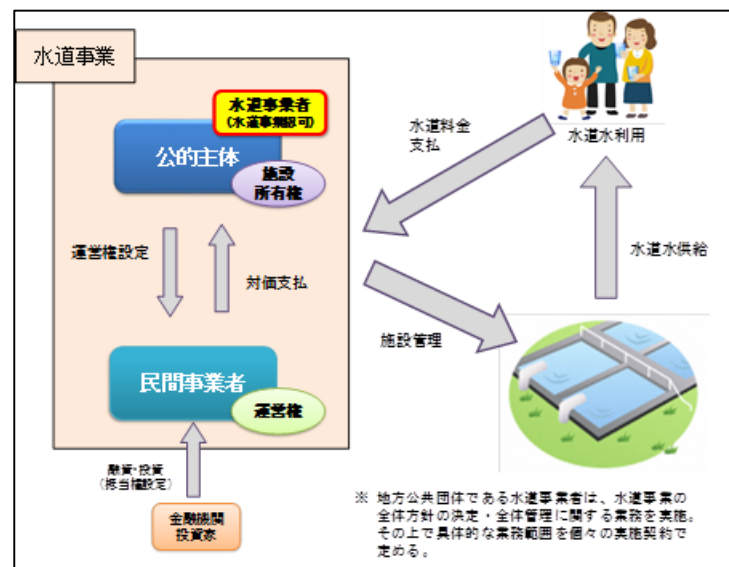


# 改正水道法に基づく新たなコンセッション方式

- コンセッション方式は、PFI法に基づき、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。
- 水道事業等においても、平成23年のPFI法改正時よりコンセッション方式の導入が可能となり、経営主体を水道事業等の運営等を行おうとする公共施設等運営権者とし、公共施設等運営権者が水道法に基づく水道事業経営の認可を取得した上で、実施することとされた（民間事業型）。
- さらに、平成30年12月に成立した水道法改正法（令和元年10月施行）により、水道事業等の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、**厚生労働大臣の許可を受けて、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持し最終的な給水責任を地方公共団体に残した上で、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる、新たなコンセッション方式の導入が可能となった**（地方公共団体事業型）。



民間事業型の概念図  
(平成23年PFI法改正)



地方公共団体事業型の概念図  
(平成30年水道法改正)

具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。

## 水道事業

### 水道事業の全体方針の決定・全体管理

- 経営方針の決定
- 議会への対応、条例の制定
- 認可の申請・届出
- 供給規程の策定

- 給水契約の締結
- 国庫補助等の申請
- 水利使用許可の申請
- 指定給水装置工事事業者の指定等

### 施設の整備※1

- 水道施設の更新
- 水道施設の大規模修繕
- 水道施設の増築

等

### 施設の管理

- 水道施設の運転管理
- 水道施設の維持・修繕、点検
- 給水装置の管理
- 水質検査

等

### 営業・サービス

- 料金の設定・収受※2
- 料金の徴収
- 水道の開栓・閉栓
- 利用者の窓口対応

等

### 危機管理

- 災害・事故等への対策
- 応急給水
- 応急復旧
- 被災水道事業者への応援

等

### 水道施設運営権者 実施可能範囲

※1：運営権を設定した水道施設の全面更新（全面除却し再整備）は除く

※2：条例で定められた範囲での利用料金の設定・収受に限る

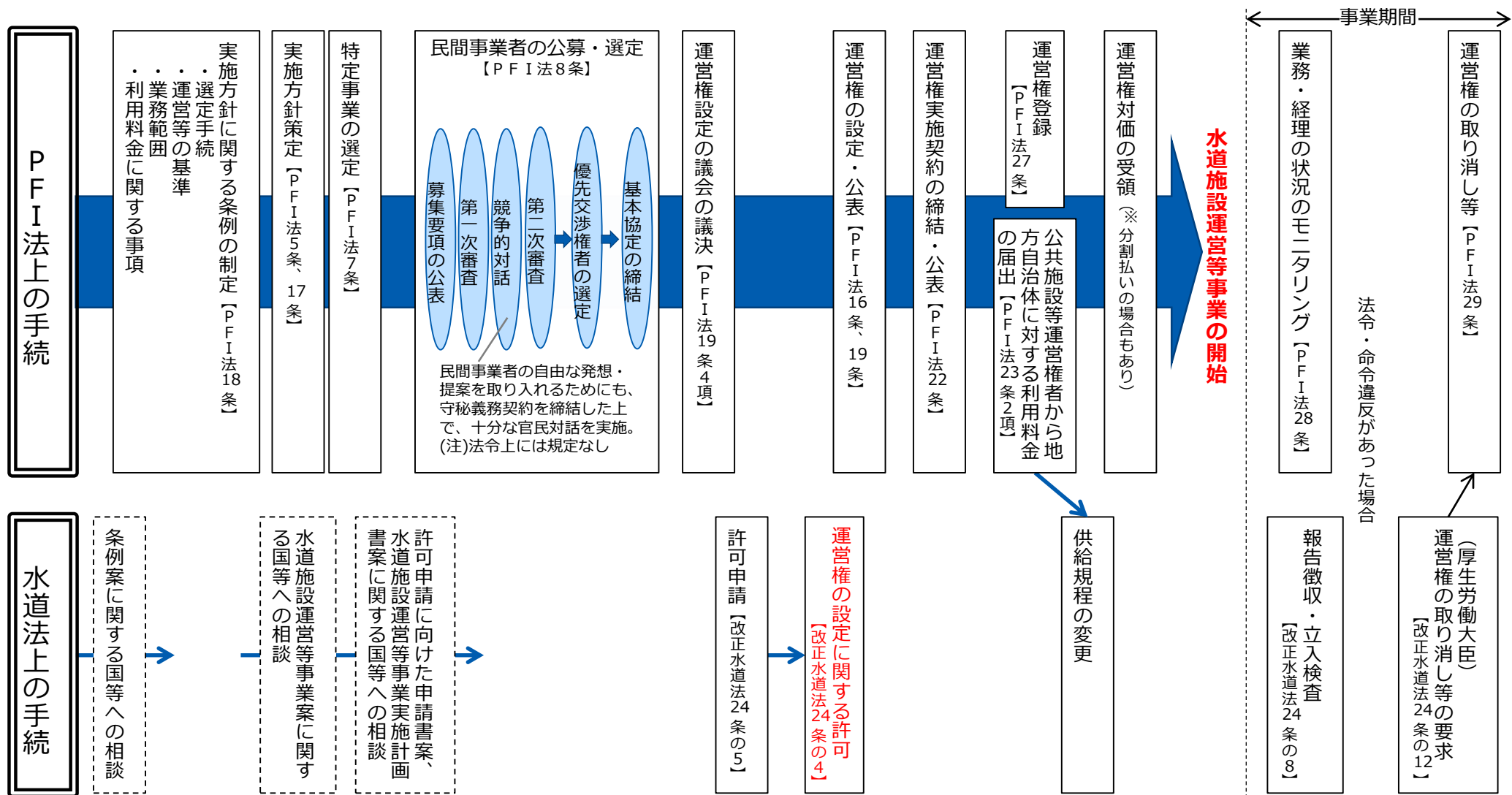
# 水道施設運営等事業実施制度における許可について

- ◆ 地方公共団体である水道事業者は、民間事業者に水道施設運営権を設定しようとする場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- ◆ 許可の申請に当たっては、水道事業者は実施計画書等を提出しなければならない。
- ◆ 厚生労働大臣は、許可基準に適合していると認められるときのみ許可を与える。

<b>許可基準 (改正水道法第24条の6)</b>	<b>実施計画書の記載事項 (改正水道法第24条の5)</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。</li><li>● 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、次の要件に適合すること。<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。</li><li>✓ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること</li><li>✓ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</li></ul></li><li>● 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。</li><li>● 必要な技術的細目は厚生労働省令で定める。</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 対象となる水道施設の名称及び立地</li><li>2. 事業の内容</li><li>3. 運営権の存続期間</li><li>4. 事業の開始の予定年月日</li><li>5. 選定事業者が実施することとなる事業の適正を期するために講ずる措置</li><li>6. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置</li><li>7. 事業の継続が困難となった場合における措置</li><li>8. 選定事業者の経常収支の概算</li><li>9. 選定事業者が自らの収入として収受しようとする水道施設の利用料金</li><li>10. その他厚生労働省令で定める事項</li></ol>

# 民間事業者への水道施設運営権の設定に関する手続の流れ

- 水道施設運営権の設定を行おうとする地方自治体は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく手続を行うとともに、改正水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受ける必要がある。
- 事業開始後、地方自治体は、PFI法に基づき、水道施設運営権者に対しモニタリングを行うとともに、改正水道法に基づき、厚生労働省は、地方自治体と水道施設運営権者に対し、直接、報告徴収、立入検査等を行う。



# 新たなコンセッション制度の運用のための関連規定・ガイドライン等の策定

改正水道法の施行（令和元年10月）に合わせ、新たなコンセッション制度の運用のための関連規定を整備するとともに、許可審査についての基本的な考え方や留意事項等を定めたガイドライン、水道事業者等が事前に検討すべき事項や導入・実施の際の手順を実務的に解説する手引きを策定。

